

分野別計画①

- 1 こども・子育て
- 2 福祉・保健・医療
- 4 都市基盤・生活基盤

1 こども・子育て

1－1 こども・若者に対する支援の充実

1－2 妊娠期からの切れ目のない子育て支援の充実

1－3 幼児期の教育・保育と学童保育の充実

1－4 地域全体でこども・若者、子育て家庭を支える
意識と環境づくり

施策 1－1 こども・若者*に対する支援の充実

施策を取り巻く状況

- ① 社会の変化を背景に、子育てに困難を抱える家庭が顕在化しており、全国の児童相談所における児童虐待相談の対応件数は、令和 5（2023）年度に 22 万 5,509 件と過去最多を更新し、本市でも増加傾向にあります。
また、近年、本来大人が担うべき家事や家族の世話等を、こども・若者が過度に担うことで、学業や友人関係に影響をきたしてしまうヤングケアラーの問題が、全国的に注目されています。本市が令和 4（2022）年度に実施した「毎日の生活についてのアンケート調査」によれば、ヤングケアラーに該当すると本人が回答した割合は、高校生で 5.2%、中学生で 0.9%、小学生（4～6 年生）で 1.3%となっています。
- ② 本市が令和 5（2023）年度に実施した「子ども・若者の意識と生活に関する調査」及び「若者の意識と生活に関する調査」によれば、外出頻度が少ない傾向にあるこども・若者は小学 5 年生で 8.7%、中学 2 年生で 5.8%、16～17 歳で 9%となっています。外出頻度が少なくなった理由としては、いずれの年齢層においても「特に理由はない」が最も多く、そのほか「学校（や職場）にうまくなじめなかった」、「まわりの人との付き合いがうまくいかなかった」などが多くなっています。
- ③ こども・若者の成長に不可欠な、様々な遊びや体験の機会は、家庭の経済状況等によって左右され、体験に格差が生じている状況があります。
- ④ スマートフォンの普及などに伴い、こども・若者がインターネットを介して非行に陥ることや、様々な犯罪、人権侵害などに巻き込まれる事例も増加しています。
- ⑤ 発達に不安や心配のあるこどもや、日常生活を営むために恒常的に医療的ケアを必要とするこどもは、年々増加傾向にあり、支援ニーズも多様化しています。
- ⑥ 生き方や結婚観が多様化し、人生の選択肢が広がる中、将来に不安や迷いを抱えるこども・若者が多くなっています。こうした中で、より良い人生を創っていくために、早い段階から自分自身の人生設計を考えることが重要となっています。

* こども：大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者のこと。年齢による定義はない。（「こども大綱」の定義に基づく。）

若者：思春期（中学生年代からおおむね 18 歳まで）・青年期（おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする）の者のこと（「こども大綱」の定義に基づく）。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

こども・若者が、安心して自分らしく成長できるまちにします。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R6)	目標値	
			R12	R17
自分の将来について明るい希望があると思うこども・若者の割合	%	—	80	80 以上

施策の方向性

1 こども・若者の良好な成育環境の確保

- 1 児童虐待やいじめ、ひきこもり、ヤングケアラー等の未然防止及び早期発見・早期対応を図るなど、様々な困難を抱えるこども・若者に寄り添った支援を行います。
- 2 こども・若者が、人とのつながりを持ち、多様な体験や遊び等を経験しながら健やかに成長できるよう、地域や関係機関、団体等と連携・協働しながら、安心して過ごせる居場所づくりや年齢、発達段階に応じた体験機会の提供を図ります。
- 3 こども・若者を取り巻く環境の変化を意識しながら、地域や関係機関、団体等と連携・協働し、非行防止と健全育成を支える活動を推進します。

2 こどもの特性に応じた支援の充実

- 1 発達に不安や心配のあるこどもや、医療的ケアが必要なこどもが、地域で安心して成長できるよう、それぞれの特性等に応じて早期から適切に支援する体制の充実を図ります。

3 こども・若者の希望をかなえる支援の充実

- 1 こども・若者がより良い人生を送れるよう、自分らしいライフデザインを描くための情報提供や意識啓発等の支援を行うとともに、進学、就職、結婚、出産などそれぞれの希望をかなえるための総合的な支援の充実を図ります。

施策 1－2 妊娠期からの切れ目のない子育て支援の充実

施策を取り巻く状況

- ① 社会経済状況が変化する中で、共働き世帯における仕事と子育ての両立の難しさ、子育ての経済的な負担の増加、子育てに協力してもらえ人が身近にいない環境などにより、子育ての負担感や孤立感が全国的に増加しています。また、妊娠、出産期の家庭を中心に、孤立した環境の中で不安や悩みを抱える家庭が多いといわれています。
- ② 本市が実施した「子ども・子育てに関するアンケート」によれば、平成 25（2013）年度から令和 5（2023）年度までの 10 年間で、就労している父親の割合に大きな変化がみられない中で、就労している母親の割合は、平成 25（2013）年度の 44%に対して令和 5（2023）年度には 68%となっており、共働き世帯が増加している状況がみられます。
- ③ 同アンケートによれば、こどもをみてもらえる親族・知人の有無について、「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」と回答した割合は、平成 25（2013）年度から令和 5（2023）年度までの 10 年間一貫して減少傾向となっています。また、「いずれもいない」と回答した割合は、令和 5（2023）年度に 16.4%となり、過去 10 年間で最も高い割合となっています。
- ④ 本市で令和 5（2023）年度に実施した「子ども・若者の意識と生活に関する調査」によれば、生活に困窮していると思われる困窮層の家庭の割合は、小学 5 年生で 6.7%、中学 2 年生で 7.9%、16～17 歳で 13.6%となっています。また、困窮しているとまでは言えないものの、その状態に近いと思われる周辺層の割合は、小学 5 年生で 18.1%、中学 2 年生で 18.2%、16～17 歳で 16.6%となっています。
また、世帯タイプ別にみると、どの年代においても、ひとり親世帯で困窮層の割合が高くなっています。ひとり親家庭では、子育てと生計の担い手という 2 つの役割を一人で担うことになるため、こどもの養育や経済面などで様々な困難に直面する傾向にあります。

施策の目的と成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

ゆとりを持って子育てすることができ、親子が心身ともに健やかに過ごせるまちにします。

【成果指標】

指標名		単位	基準値 (R6)	目標値	
				R12	R17
こどもの世話や看病について頼れる人がいると思う子育て当事者の割合		%	—	90	90 以上
乳幼児健診受診率 ※未受診者の状況把握を含む	4 か月児健診	%	100 (R5)	100	100
	1 歳 6 か月児健診	%	100 (R5)	100	100
	3 歳児健診	%	100 (R5)	100	100

施策の方向性

1 子育て家庭への支援の充実

- 1 子育てに関する各種講座の開催や子育て家庭の交流機会の提供など、出産や子育ての不安感、孤立感等の軽減につながる支援の充実を図ります。
- 2 子育て家庭の負担軽減のため、各種手当やこども医療費の支給をはじめとした子育てに係る経済的な支援を行います。
- 3 ひとり親家庭など支援を必要とする家庭が、安定し自立した生活を送れるよう、家庭の状況に応じた経済的支援や、就労支援、相談体制などの充実を図ります。

2 母子の健康づくりの推進

- 1 妊娠期から子育て期にわたって、安心して産み、健やかに育てることができるよう、各種健診や訪問指導、専門職による相談体制など母子の健康に関する切れ目のない支援の充実を図ります。

施策 1－3 幼児期の教育・保育と学童保育の充実

施策を取り巻く状況

- ① 本市の0～5歳の乳幼児人口は、平成31（2019）年に1万6,710人であったのに対し、令和6（2024）年には1万4,124人となっており、15.5%（2,586人）減少しています。一方、保育所の児童数は平成31（2019）年に5,205人であったのに対し、令和6（2024）年には5,765人となっており、約10.7%（560人）増加しています。
- ② 本市では、積極的に民間保育施設整備を進め、待機児童の解消に努めてきた結果、令和2（2020）年以降の待機児童数は10人以下の水準を維持しています。今後は乳幼児人口の減少に伴い、地域によっては、入所児童数が定員に満たない保育所が発生することが予測されます。
- ③ 保護者の就労形態の多様化、家族構成の変化などにより、全国的に、保育ニーズの多様化が進んでいます。また、こどもの小学校入学を機に、仕事と子育ての両立が難しくなる「小1の壁」も問題となっています。
- ④ 近年も、全国各地で、幼児教育・保育の現場におけるこどもの事故や不適切な対応事案が報告されており、保育の質や安全な環境の確保が急務となっています。
- ⑤ 本市の学童保育室の入室児童数は、平成31（2019）年に2,991人であったのに対して、令和6（2024）年には3,774人となり約26%（783人）増加しています。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

保護者が安心して仕事と子育てを両立でき、こどもが健やかに成長できる
まちにします。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R6)	目標値	
			R12	R17
待機児童数	人	10	0	0
放課後児童支援員認定資格を有する職員の割合	%	90.7	90	90

施策の方向性

1 幼児教育・保育の質の向上

- 1 保護者が希望する施設で、幼児期の教育・保育を受けられるよう、需給バランスの調整を図ります。また、全ての施設で安全で質の高い教育・保育を提供できるよう、保育士の人材育成などによる保育の質の確保や施設改修等による保育環境の改善を図ります。
- 2 多様化する保育ニーズに柔軟に対応できるよう、利用しやすい保育サービスの充実を図ります。

2 学童保育室及び民間放課後児童クラブ等の充実

- 1 全ての施設で安全で質の高い保育を提供できるよう、放課後児童支援員の人材育成などによる保育の質の向上や、施設改修等による保育環境の改善を図ります。
- 2 多様化する保育ニーズに対応できるよう、民間放課後児童クラブを活用するなど放課後等におけるこどもの居場所の確保を図ります。

施策 1－4 地域全体でこども・若者、子育て家庭を支える意識と環境づくり

施策を取り巻く状況

- ① 国が、15 歳から 29 歳までのこども・若者に対して、令和 5（2023）年に実施した「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査」によれば、「自分に関することについて、意見や気持ちを聞いてもらえると感じているか」との問いに対して、肯定的な回答は 42.2%となっており、スウェーデンの 75.6%、ドイツの 70.0%、フランスの 58.1%等と比べ非常に低い状況です。
- ② 国が令和 5（2023）年に策定した「こども未来戦略」では、子育てがしやすい社会の現状について言及されており、「自国はこどもを産み育てやすい国だと思うか」との問いに対し、約 6 割が「そうは思わない」と回答していることや、「日本社会が結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっているか」との問いに対し、約 7 割が「そうは思わない」と回答していることが示されています。
また、子育て中の人からも、「電車内のベビーカー問題など、社会全体が子育て世帯に冷たい印象」、「子連れだと混雑しているところで肩身が狭い」などの声が上がっており、公園で遊ぶこどもの声にも苦情が寄せられるなど、社会全体の意識・雰囲気がかどもを産み、育てることをためらわせる状況にあることも示されています。
- ③ 令和 5（2023）年の全国の出生数は 72 万 7,288 人で過去最少、合計特殊出生率は 1.20 で過去最低となるなど急速な少子化に歯止めがかからない状況が続いています。本市では、合計特殊出生率は全国及び埼玉県を下回る水準で低下し、令和 5（2023）年には 1.07（埼玉県 1.14）となっています。
- ④ 国は、こども政策を総合的に推進するため、令和 5（2023）年に、こども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」を策定しています。同大綱では、全てのこども・若者が等しく権利を擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活できる「こどもまんなか社会」の実現を目指すとしています。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

こども・若者、子育て家庭が、地域に支えられながら安心して生活できる
まちにします。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R6)	目標値	
			R12	R17
学校や社会全体等で、自分の意見を言える機会があると感じるこどもの割合	%	－	90	90 以上
こどもまんなか社会の実現に向かっていていると思う市民の割合	%	－	70	70 以上

施策の方向性

1 こども・若者の意見及び権利の尊重

- 1 こども・若者が社会の一員として、自分に関係する事項に意見を表明し、積極的に社会参画できるよう支援します。
- 2 こどもの権利についての理解を地域社会全体で共有できるよう、様々な機会を捉えた啓発活動を推進します。

2 こども・若者、子育て家庭を地域で支える環境づくり

- 1 市民や民間企業など地域全体が参加して、こども・若者の成長を見守り、子育て家庭を応援することができるよう、啓発活動や体制づくりに取り組みます。

2 福祉・保健・医療

2－1 健康づくりの推進

2－2 保健衛生・医療体制の充実

2－3 地域福祉の推進

2－4 高齢者福祉の推進

2－5 障害者福祉の推進

施策 2－1 健康づくりの推進

施策を取り巻く状況

- ① 健康であることは、個人の QOL（生活の質）の向上につながるだけでなく、就労等を通じた社会参加の活発化や、医療・介護費用の抑制など、社会の広範にわたって良い影響を及ぼすことから、少子高齢化が進む中で、健康の重要性はますます高まっています。
健康で過ごせる期間を長く保つという健康寿命の観点では、令和 5（2023）年における本市の 65 歳からの健康寿命は、男性 17.99 年、女性 20.75 年であり、埼玉県（男性 18.03 年、女性 20.99 年）と同水準となっています。
- ② 本市が令和 5（2023）年度に実施した市民の健康に関するアンケート調査において、20 歳から 80 歳までの市民を対象に、普段から健康に気を付けるよう意識しているかと質問したところ、「気を付けている」と回答した人は 59.2%で最も高くなっています。一方、「気を付けたいが、今は何もしていない」が 23.5%、「気を付けたいので、今後何かを始めるつもりだ」が 7.7%、「気を付けていない」が 4.2%となっています。
- ③ 同アンケート調査では、「朝食を食べない人」は、30 歳から 50 歳までの男性及び 20 歳代の女性で割合が高く、「食塩の摂取量に気を付けていない人」は、男女とも年代が若いほど高くなっています。また、全ての世代で野菜の摂取量が不足している状況です。
- ④ 歯と口の健康は、全身の健康にも関係しており、口腔衛生状態と誤嚥性肺炎との関係性のほか、歯周病や糖尿病などの生活習慣病との関係性が指摘されています。
- ⑤ 令和 5（2023）年度における国民健康保険特定健康診査の受診率は 44.2%と、県平均の 40.4%を上回っています。また、後期高齢者健康診査（人間ドックを除く）の受診率は、コロナ禍において令和 2（2020）年度に 27.7%に下がり、その後回復傾向にあるものの令和 5（2023）年度時点で 29.8%となり、国、県の平均を下回っています。
- ⑥ 本市における死因は「悪性新生物（がん）」が最も高く、がんを含む三大生活習慣病による死亡割合は、全死因の約半数を占めています。引き続き、生活習慣病を早期発見し、重症化を予防する取組を推進することが必要です。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

誰もが、いつまでも心身ともに健康に暮らし続けられるまちにします。

【成果指標】

指標名		単位	基準値 (R6)	目標値	
				R12	R17
65 歳からの健康寿命	男性	年	17.99 (R5)	17.99 年以上	17.99 年以上
	女性	年	20.75 (R5)	20.75 年以上	20.75 年以上

施策の方向性

1 市民の主体的な健康づくりへの支援

- 健康づくりを推進するため、各ライフステージ別の取組に加え、ライフコースアプローチ*の観点を取り入れ、運動や睡眠などの健康に関する知識の普及啓発を図ります。また、地域や職場、関係機関等と連携し、全市民が主体的に取り組みやすい環境の整備を進めます。

併せて、産学官等関係団体と連携・協働して食育を推進することで、意識をしなくても自然に健康になれる食環境づくりの展開を図ります。

- 生涯にわたって歯と口の健康を維持できるよう、歯と口のケアの正しい知識を普及啓発するとともに、むし歯、歯周病等の歯科疾患の予防や口腔機能の向上を支援します。

2 各種健（検）診等の実施

- 疾病の早期発見・早期治療につなげるため、各種健康診査・検診を実施するとともに、健康への関心が低い層にも効果的な受診勧奨や、受診しやすい環境づくりを進めます。また、受診後の保健指導等に取り組みます。

* ライフコースアプローチ：個人の健康を生涯にわたって考慮する観点から、人生の各段階における健康課題を解決し、胎児期から高齢期までの全てのライフステージにおける健康づくりの取組を進めることをいう。

施策 2－2 保健衛生・医療体制の充実

施策を取り巻く状況

- ① 食品の安全と衛生の確保は、健康な生活を営むうえで必要不可欠なものです。本市における食中毒の発生件数は、近年、年間 1～4 件程度で推移しています。
- ② 公衆浴場、理容所など、不特定多数の人が利用する生活衛生施設において、衛生水準を維持することが必要です。
また、多種多様な動物が飼育されている中、適正な飼育がなされないことによって周辺の生活環境に悪影響が生じないようにすることも求められています。
- ③ 精神障害のある人や精神保健に関する課題を抱える人から、うつやひきこもりだけでなく、家庭問題や経済・生活問題など多岐にわたる相談が寄せられています。
また、本市における自殺者数は、令和 6（2024）年は 51 人となっており、その背景には精神疾患のほか、様々な社会的要因も複雑に関係しています。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、市民の生命、健康や生活に加えて医療提供体制にも多大な影響を及ぼしました。今後も結核やエイズなどの既知の感染症とともに、国内外で新たな感染症が発生・流行するリスクに備えることが必要です。
- ⑤ 高齢化の進行に伴い、令和 22（2040）年には令和 4（2022）年と比較して、85 歳以上の高齢者の救急搬送は 75%増加し、在宅医療の需要は 62%増加することが見込まれています。
- ⑥ 日頃の健康状態をよく知っているかかりつけ医をもつことは、疾患の早期発見・早期治療のために大変重要です。本市が令和 6（2024）年度に実施した、保健医療に関する意識調査の結果、「かかりつけ医がいる」は 60.6%、「かかりつけ医がいない」は 37.9%となっています。
- ⑦ 急速な高齢化と医療技術の高度化等により、本市においても、一人当たりの医療総額は増加傾向にあります。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

衛生的で快適な環境を維持するとともに、誰もが必要なときに適切な医療を受けられるまちにします。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R6)	目標値	
			R12	R17
食中毒の発生件数	件	2 (R4～6年平均)	2	2
自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）	—	14.5	13.0以下	13.0以下
かかりつけ医を持つ市民の割合	%	60.6	61%以上	61%以上

施策の方向性

1 食の安全・衛生的な住環境の確保

- 1 食中毒など食品による健康被害の発生を防ぐため、営業者等に対する監視・指導を行うとともに、市民に対して食品衛生に関する正しい知識の普及啓発を図ります。
- 2 衛生的な住環境を確保するため、公衆浴場や理容所等の生活に密着した生活衛生施設に対する監視・指導を行うとともに、動物愛護や適正飼養に関する普及啓発を図ります。

2 精神保健対策の推進

- 1 精神障害のある人や精神保健に関する課題を抱える人の早期治療や、地域社会での自立と社会参加を促進するため、精神保健や自殺予防に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、関係機関と連携した相談支援体制の充実を図ります。

3 感染症予防対策の推進

- 1 既知の感染症や新興感染症等のまん延防止のため、感染症に関する正しい知識の普及啓発を図ります。また、健康危機発生時に迅速かつ的確な対応がとれるよう、平時から危機管理体制の充実及び関係機関との連携構築、相互理解を図ります。
- 2 市民を感染症から守るため、関係団体と連携して、適正かつ効率的に予防接種を実施します。また、ワクチンに関する情報を発信し、安心して接種を受けられる環境整備を図ります。

4 地域医療体制の整備・充実

- 1 症状に応じて適切な医療を受けられるよう、医療団体等との連携によって、かかりつけ医や在宅医療等の普及啓発を図るとともに、必要な医療が迅速に受けられる救急医療体制の充実を図ります。

5 国民健康保険制度、後期高齢者医療制度の健全な運営

- 1 医療費の適正化に向けた保健事業の実施や、より適切な受益者負担を求めるなど、国民健康保険事業の持続可能な運営を図ります。また、関係機関と連携して、後期高齢者医療制度の安定的かつ健全な運用を図ります。

施策 2－3 地域福祉の推進

施策を取り巻く状況

- ① 近年、核家族化や単身世帯の増加、少子高齢化の進展等を背景に、家族の結びつきや、人と人とのつながりが希薄化し、地域における助け合いの力が低下していると指摘されています。また、地域の福祉課題についても、例えば 8050 問題のように、対象者別・機能別に整備された福祉制度では対応が難しいような、複数分野にまたがった課題を抱える個人や家族などのケースが浮き彫りとなっています。こうした中で、国は制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域におけるすべての人が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を掲げています。
- ② 令和元（2019）年度に本市が実施したアンケート調査の中で、近所に助け合える人がいると回答した人の割合は、平成 26（2014）年の 33.7%から令和元（2019）年の 17.8%に減少しています。
- ③ 本市では、令和 6（2024）年 4 月現在、493 人（定数 513 人）の民生委員・児童委員が、地域で見守りや、相談・支援を行っています。また、ボランティアについては、団体では 163 団体、個人では 290 人が川越市社会福祉協議会に登録し活動を行っています。
- ④ 生活困窮者は経済的困窮のみならず、社会的孤立や孤独など様々な課題を抱える場合が多くなっています。このため、課題がより複雑化・深刻化し生活保護の受給に至る前の段階からの早期支援が求められています。
- ⑤ 少子高齢化の進行やそれに伴う単身高齢世帯等の増加、社会経済情勢の変化等により、住宅確保に配慮を要する人の増加が見込まれます。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

地域における困り事を地域全体で受け止め、助け合い、支え合えるまちにします。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R6)	目標値	
			R12	R17
民生委員・児童委員の一斉改選時の充足率	%	94.0 (R4 年)	94.0%	94.0%
コミュニティソーシャルワーカーの活動件数	件	3,782 (R6 年)	4,500	4,500
生活困窮者自立支援事業において改善が見られた者の割合	%	84 (R5 年)	90	90

施策の方向性

1 支え合う意識づくりの推進

- 1 地域の中にある様々な困り事を、地域住民一人ひとりが「我が事」と捉え、地域全体で解決していけるよう、地域住民同士の交流の機会を創出するなど、地域における関係づくりを進めます。
- 2 地域における福祉活動の輪を更に広げられるよう、福祉やボランティア等に関する積極的な情報発信を行うとともに、民生委員・児童委員や地域住民等が行う福祉活動等への支援の充実を図ります。

2 支え合いのネットワークの推進

- 1 複雑化・複合化した福祉課題や、制度の狭間の課題にも対応し、誰もが必要な支援を受けられるよう、制度や分野を超えて、地域における様々な関係機関と連携した包括的な相談支援体制の充実を図ります。

3 安心して暮らせる支援体制づくりの推進

- 1 多様で複雑な課題を有する生活困窮者の自立を支援するため、地域や関係機関と連携しながら、生活困窮者を早期に把握し、一人ひとりの状況に合わせた包括的かつ継続的な支援を実施します。
- 2 住宅確保に配慮が必要な方が円滑に賃貸住宅等に入居できるよう、関係機関と連携した居住支援の充実を図ります。

施策 2－4 高齢者福祉の推進

施策を取り巻く状況

- ① 全国的に高齢化が進行する中、本市における 65 歳以上の高齢者人口は、令和 7（2025）年 1 月現在、95,678 人（高齢化率 27.1%）となっています。本市の人口推計に基づけば、今後も高齢者人口は増加し、令和 27（2045）年には 111,882 人（高齢化率 34.3%）となりピークを迎える見込まれています。また、少子化の影響によって、高齢化率は、令和 27（2045）年以降も上昇傾向で推移するものと見込まれます。
- ② 本市の要介護（要支援）認定者数は増加を続けており、平成 30（2018）年の 14,273 人から令和 5（2023）年には 17,658 人と、約 1.2 倍になっています。高齢者数の増加に伴い、要介護（要支援）認定者数は今後も増加傾向で推移するものと見込まれます。
また、認知症高齢者についても、令和 27（2045）年には令和 7（2025）年の約 1.3 倍にあたる 14,000 人程度まで増加すると見込まれます。
- ③ 国は、高齢者人口の増加に伴い、令和 22（2040）年度には、令和 4（2022）年の約 1.3 倍にあたる介護職員が必要になるという見通しを示しており、本市においても、生産年齢人口の更なる減少が見込まれる中で、介護人材の不足が懸念されます。
- ④ 生きがいや社会的役割を持つことは介護予防につながるといわれています。令和 6（2024）年版高齢社会白書によると、65 歳以上の高齢者について、何らかの社会活動に参加している人のうち、生きがいを「十分感じている」又は「多少感じている」と回答した人の割合が 84.4%となっており、いずれの活動にも参加していない人を 22.7 ポイント上回っています。
- ⑤ 国は、介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・生活支援・介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築及び推進を掲げており、本市を含め全国的に取組が進められています。
- ⑥ 本市が令和 4（2022）年に実施した川越市高齢者等実態調査によると、約 63%の人が、重度の介護状態となっても、最期を迎えるときに自宅で過ごすことを希望すると回答しているものの、そのうち半数程度は、家族への負担や、容態が急変した時の不安などから、現状では実現が難しいと感じていると回答しています。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

高齢になっても住み慣れた地域で、いきいきと暮らせるまちにします。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R6)	目標値	
			R12	R17
75 歳から 84 歳の介護認定率	%	17.6 (R5 年)	17.6	17.6
幸福だと感じている高齢者の割合	%	43 (R4 年)	43.1%以上	43.1%以上

施策の方向性

1 介護予防と生きがいのづくりの充実

- 1 高齢になっても、できる限り介護を必要とせず、自立した日常生活を送れるよう、介護予防に関する知識の普及啓発を図るとともに、地域における自主的な介護予防のための取組を促進します。
- 2 高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を生かし、生涯にわたっていきいきと活躍できるよう、就労や地域活動などの支援を行い、社会参加や生きがいのづくりを促進します。

2 在宅生活を維持するための包括的な支援の充実

- 1 高齢者の抱える問題に適切に対応できるよう、地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの機能強化や、地域住民、医療・介護にかかる専門機関等が連携した包括的な支援体制の充実を図るとともに、日常生活を支える各種サービスの充実を図ります。
- 2 認知症の人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、認知症の人と地域の人等が交流する機会の充実や、認知症に対する社会全体の理解の促進を図ります。
- 3 財産の管理や日常生活等に支障がある高齢者を支える成年後見制度の利用促進や、高齢者虐待の防止と早期発見など、高齢者の権利擁護のための支援の充実を図ります。

3 居住環境、介護サービスの充実

- 1 心身の状況に応じて望む暮らし方を選択できるよう、ニーズに応じた住まいの環境づくりを支援します。
- 2 要介護状態になった場合にも、必要に応じて適切な介護サービスを受けられるよう、介護サービスの計画的な基盤整備や、介護人材の確保に向けた取組等を進めます。

施策 2－5 障害者福祉の推進

施策を取り巻く状況

- ① 本市における障害のある人の人数は、令和 5（2023）年度末現在、身体障害者は 9,659 人、知的障害者は 3,001 人、精神障害者は 3,977 人、難病患者は 3,189 人（指定難病等医療給付対象者 2,817 人、小児慢性特定疾病医療給付対象者 372 人）となっており、一部を除いて増加傾向にあります。
- ② 本市が令和 4（2022）年度に実施した「川越市障害者福祉に関するアンケート調査」では、障害のある人の 42.0%が生活の中で何らかの差別や嫌な思いを感じたことがあると回答しています。
- ③ 同アンケート調査では、災害時に困ることや不安なこととして、「薬や医療的ケアを確保できるか」が 38.5%と最も多く、次いで、「避難場所に必要な支援が受けられるか」が 27.3%、「一人では避難できない」が 26.8%となっています。
- ④ 国が発表した令和 6（2024）年「障害者雇用状況」集計結果によると、雇用障害者の数はおよそ 67 万 7 千人で、21 年連続で過去最高を更新しています。
しかしながら、上記アンケート調査では、障害のある人の生活を支える主な収入は「障害年金」または「家族の収入」であり、収入を伴う仕事をしている障害のある人は 19.8%となっており、そのうち 48.3%が非正規雇用となっています。また、同アンケート調査では、障害のある人が市に充実を求める取組として、「経済的な援助」が 25.1%と最も多く、次いで「就労支援の充実」が 19.8%となっています。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

障害のある人が、安心して自分らしく暮らせるまちにします。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R6)	目標値	
			R12	R17
障害のある人が差別や偏見を感じたことがある割合	%	42.0 (R4 年)	30	30%以下
個別避難計画作成数	件	561	1,000	1,500
一般就労への移行者数	人／年	21 (R3 年)	29	29

施策の方向性

1 差別解消と権利擁護の推進

- 1 障害を理由とする差別や偏見が解消されるよう、意識啓発や交流の機会などを通じて、障害のある人となない人との相互理解の促進を図ります。
- 2 虐待によって、障害のある人の権利や尊厳が脅かされることのないよう、関係機関等と連携し、虐待の防止や早期発見、迅速な対応を図ります。

2 安心して暮らせる環境づくり

- 1 障害のある人が自立した生活を送れるよう、それぞれの障害の特性や状態、生活実態に応じた各種サービスの提供など、包括的な支援の充実を図ります。
- 2 障害のある人やその家族等が抱える日常生活上の不安を軽減できるよう、実情に合ったサービスに関する情報提供や、相談体制の充実を図ります。
- 3 災害時に障害のある人が必要な支援・援助を受けられる環境の整備を進めます。

3 社会参加の推進

- 1 障害のある人が特性に応じて能力を十分に発揮できるように、就労に向けた訓練等の機会を提供するとともに、多様な就労機会の確保に取り組みます。
- 2 障害のある人が社会の一員として、自己実現と社会参加を果たせるよう、文化芸術やスポーツ等、様々な社会活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

4 都市基盤・生活基盤

- 4－1 拠点を中心とした持続可能なまちづくりの推進
- 4－2 安全で利便性の高い道路・交通ネットワークの構築
- 4－3 魅力ある都市景観の形成
- 4－4 良好な住環境づくり
- 4－5 上下水道事業の充実

施策４－１ 拠点を中心とした持続可能なまちづくりの推進

施策を取り巻く状況

- ① 本市を含む多くの都市で、人口の急激な減少等により、日常生活を支える都市機能の維持が困難となることが懸念されています。このため、医療・福祉・商業施設や住居等がまとまって立地し、公共交通を活用してこれらの都市機能施設にアクセスできる「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの推進が求められています。
- ② 本市では、市街化区域や市街化区域縁辺部の宅地化が進んだため、広義の市街地を指す人口集中地区（DID）の面積が平成 12（2000）年の 32.21 ㎢から令和 2（2020）年の 35.99 ㎢に拡大しており、人口集中地区（DID）の人口密度は、緩やかに低下しています。
- ③ 少子高齢化や人口減少により、地域の担い手が不足する状況の中、まちの活力を維持していくためには、行政の取組だけではなく、市民や事業者による主体的な取組、理解と協力が必要です。今後は、これまで以上に、住民が自らの暮らす地域のまちづくりに積極的に参画し、地域の特性を活かした持続可能なまちづくりを進めていくことが重要となります。
- ④ 高齢者、障害のある人、外国人など多様な人材が社会で活躍できる環境整備が求められる中、誰もが暮らしやすい都市環境を整えることの重要性が高まっています。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

生活利便性が高く、活力のある持続可能なまちにします。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R6)	目標値	
			R12	R17
市街化区域の人口密度	人/ha	83.8 (R2)	80	80

施策の方向性

1 拠点整備の推進

- 1 三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺については、県西部地域の中心都市にふさわしい拠点として、都市機能施設の維持と誘導や、交通結節点としての機能の充実により、様々なニーズに対応できる魅力的な都市空間の形成を図ります。
- 2 霞ヶ関、新河岸、南大塚、南古谷の各駅周辺については、生活圏における地域の拠点として、地域特性に応じた都市機能の充実を図ります。

また、的場、笠幡、鶴ヶ島、西川越の各駅周辺については、地域の拠点を補完する生活の拠点として、地域コミュニティを育む環境づくりを推進します。

2 特色ある持続可能なまちづくりの推進

- 1 各地域の特性に合った魅力のあるまちの形成を進めるため、市民、事業者等の発意を生かした協働によるまちづくりを推進します。
- 2 高齢者、障害のある人など誰もが安心して活動できるまちにするため、道路や駅、公園、建築物などについて、ユニバーサルデザイン*の考え方に基づく整備を推進します。

* ユニバーサルデザイン：年齢や障害の有無にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること

施策４－２ 安全で利便性の高い道路・交通ネットワークの構築

施策を取り巻く状況

- ① 少子高齢化や人口減少の進行、厳しい財政状況など、社会経済状況が大きく変化する中、都市計画道路等について、状況を踏まえた適切な整備を進める必要があります。
- ② 平成 24(2012)年に発生した中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故を契機として、我が国の道路や橋りょうの老朽化は、全国的な課題となっています。
本市においても、令和 4(2022)年時点で、築 50 年を経過している橋りょうが、全体の 22%を占めており、10 年後の令和 14(2032)年には 40%を占めるまでになると見込まれます。
- ③ 令和 6(2024)年に実施した「第 15 回川越市市民意識調査」において、地域の生活環境の満足度として「まわりの道路の安全性」の評価が最も低い評価点となっています。また、観光客の増加などに対応した、中心市街地における歩行環境の改善や車両流入の抑制が必要です。
- ④ 高齢化の進展に伴う免許返納者の増加等により、公共交通をはじめとした移動ニーズが多様化する一方で、路線バスやタクシーの乗務員不足等により、路線の廃止や減便など利便性の低下が懸念されています。
- ⑤ 市内循環バス「川越シャトル」やデマンド型交通「かわまる」については、利用者の多くが高齢者や障害のある人であり、円滑な乗降や乗降場までの移動に支援が必要な状況です。
- ⑥ 市では多様な移動手段の確保などのためシェアサイクルを導入しており、令和 3 年(2021)年に実施したアンケートでは、利用者の 91%が「満足」、「やや満足」と回答しています。また、利用者の過半数が「行動範囲が広がった」と回答したほか、それぞれ約 1 割の方が「車の利用機会が減少」、「街への滞在時間増加」、「外出機会の増大」、「健康意識の向上」に繋がったと回答しています。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

誰もが安全で快適に移動できるまちにします。

【成果指標】

指標名		単位	基準値 (R6)	目標値	
				R12	R17
都市計画道路の整備率		%	49.1	49.8	51.5
利用者数	基幹的バス路線*	人／年	6,576,177	6,576,177	6,576,177
	市内循環バス「川越シャトル」	人／年	401,632	401,632	401,632
	デマンド型交通「かわまる」	人／年	14,923	14,923	14,923

施策の方向性

1 道路交通環境の整備

- 1 市内の各拠点間の移動や、他都市との広域的な移動を円滑に行える道路交通ネットワークを形成するため、交通混雑の状況や大きく変化する社会経済状況等を踏まえて、国・県と連携しながら、都市計画道路や広域幹線道路等の整備を計画的に進めます。また、地域の日常生活を支える身近な生活道路の安全を確保するため、適切な整備を図ります。
- 2 安全で快適に利用できる道路環境を維持するため、計画的に点検を実施し、必要な補修などを行うことで、道路や橋りょうの適切な維持管理を図ります。
- 3 生活環境の保全など地域の実情を踏まえ、歩行者が安全安心に通行できる交通環境の形成を目指し、住民との合意形成に努め、適切な交通対策を図ります。

2 公共交通の利便性向上

- 1 移動ニーズに応じた移動手段の確保や公共交通の維持のため、民間事業者や関係団体等との連携を推進します。
- 2 鉄道や路線バスを補完する市内循環バス「川越シャトル」やデマンド型交通「かわまる」については、市民の生活利便性の向上を図るため、利用しやすい環境の整備を推進します。
- 3 多様な移動手段の確保や回遊性向上等を図るため、民間事業者と連携しながら、自転車シェアリング事業を推進します。

* 基幹的バス路線：川越駅または本川越駅を発着する運行頻度が片道30本／日以上路線

施策４－３ 魅力ある都市景観の形成

施策を取り巻く状況

- ① 都市景観は、都市イメージを形成するとともに、そこに居住する市民が地域に対する愛着を育むための重要な要素となります。
- ② 一番街を中心とする約 7.8ha の範囲は、埼玉県内で唯一、重要伝統的建造物群保存地区*として国の選定を受けており、地区内だけではなくその周辺にも多くの歴史的建造物が残っています。
- ③ 歴史的・文化的価値を有する建造物と、街路等公共空間の一体的な整備を進めたことで、歴史的風致の維持向上と賑わいの創出、地域の魅力の向上が図られてきています。
- ④ 歴史的建造物の老朽化や所有者の高齢化に伴い、歴史的建造物の個人での使用や維持管理が大きな負担となっています。
- ⑤ 本市の自然的景観は、入間川、新河岸川、伊佐沼などの水辺、武蔵野の面影を残す雑木林、水田や畑地、公園や緑地などの多様な要素によって形成されていますが、都市化の進展等に伴い、変化が生じています。
- ⑥ 本市の中心商業地であるクレアモール・八幡通り・中央通り周辺地区では、多様な都市機能が集積し、にぎわいが感じられる一方、様々な規模の建築物が混在し、多様な屋外広告物等が掲出され、街並みとしての統一感が形成されていない様子が見受けられます。

* 重要伝統的建造物群保存地区：伝統的建造物群と一体となって価値ある歴史的な環境を保存するため、「文化財保護法」及び「都市計画法」に基づき、市町村が定めた伝統的建造物群保存地区のうち、わが国にとって、その価値が特に高いものとして国が選定した地区。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

市民と協働で、景観特性や本市固有の歴史的風致を生かし、快適で魅力的な都市景観を形成するまちにします。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R6)	目標値	
			R12	R17
景観重要建造物の指定件数	件	62	67	72
歴史的建造物を活用した施設への来場者数の合計	人	40,000	44,000	48,000

施策の方向性

1 歴史的景観の保全・形成

- 1 伝統的建造物群保存地区をはじめとする歴史的町並みは、道路等の町割りと一体的に保存、整備することで、歴史的景観の保全を図ります。
- 2 景観形成上重要な建造物を景観重要建造物に指定し保存するとともに、新たな建築物においても、町並みと調和したものとなるよう支援の充実を図ることで、魅力ある歴史的景観の形成や回遊性の向上を図ります。

2 歴史的建造物の活用の推進

- 1 公の施設として運営している歴史的建造物を効果的に活用し、発信していくことで、歴史的建造物の価値の再認識と活用促進に向けた気運の醸成を図ります。
- 2 未活用・低利用の状態となっている歴史的建造物について、所有者の負担を抑えながら、将来に渡り健全な保全と利活用を促進するための支援の充実を図ります。

3 自然的景観、市街地的景観の保全・形成

- 1 河川や沼からなる水辺景観、人々の営みからなる田園景観、武蔵野の面影を残す樹林景観などの自然的景観の保全・育成を図るとともに、地域の重要な資源として発信します。
- 2 にぎわいと秩序のある市街地的景観を形成するため、屋外広告物の適正な表示・設置や、地域の状況に応じた建築物のデザインへの配慮、緑の創出などを促進します。

4 協働による都市景観の形成

- 1 良好な都市景観の形成に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民団体や地域住民との協働による良好な都市景観の形成を通して、地域の活性化を図ります。

施策 4－4 良好な住環境づくり

施策を取り巻く状況

- ① 大規模地震等の際には、ライフラインの寸断や建物の倒壊などによる被害が懸念されます。また、集中豪雨等が頻発化する中、都市の治水能力を超えた降水量により浸水被害が引き起こされることも懸念されます。
- ② 令和 6 (2024) 年に実施した「第 15 回市民意識調査」では、本市の公園・広場等の利用のしやすさについて、満足が 57.8%、不満が 36.8%となっています。また、公園の施設は老朽化が進んでおり、今後更なる維持管理費や更新費用の増大が懸念されます。
- ③ 全国的に、人口減少や少子高齢化等を背景として、空き家が増加し、適切な管理が行われていない空き家が、地域の防災や防犯、衛生、景観等の面で住民の生活環境に悪影響を及ぼしていることが大きな社会問題となっています。
- ④ 本市が令和 3 (2021) 年度に空家等実態調査を実施した結果、空家等件数は、1,678 件、空き家率は 1.0%となっており、平成 28(2016)年度の前回調査より、空家等件数及び空き家率ともに減少していますが、老朽化した管理不全な空家等の件数は増加している状況です。
- ⑤ 少子高齢化の進行やそれに伴う単身高齢世帯等の増加、社会経済情勢の変化等により、住宅確保に配慮を要する人の増加が見込まれます。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

誰もが安全で快適に暮らし続けることができる良好な生活環境が整ったまちにします。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R6)	目標値	
			R12	R17
自然災害（浸水、地震、台風）からの安全性について満足している人の割合	%	52.9	52.9 以上	52.9 以上
公園・広場等の利用のしやすさについて満足している人の割合	%	57.8	57.8 以上	57.8 以上

施策の方向性

1 災害に強い都市基盤整備

- 1 災害時の被害を最小化するため、避難、救援等の基盤となる道路の整備、橋りょうや上下水道施設等の耐震化を進めます。また、住宅等建築物の所有者に対して必要な支援を行い、耐震化の促進を図ります。
- 2 治水機能を高め、大雨や集中豪雨等による被害を軽減するため、河川改修や雨水貯留施設等の整備を進めます。

2 集い憩える公園の充実

- 1 地域の憩いの場や避難場所等として活用できる街区公園等の身近な公園のほか、本市の歴史や文化、豊かな自然等に触れられる大規模公園の整備充実を計画的に進めます。また、既存の公園の適切な管理や魅力の創出を図ります。

3 空き家対策の推進

- 1 良好な生活環境を維持するため、空き家の所有者等への意識啓発や相談体制等の充実を図り、空き家の発生を予防します。また、所有者等への指導や支援等による適切な管理及び市場流通等による利活用を促進することにより、管理不全な空き家の増加の抑制を図ります。

4 居住安定確保の推進

- 1 高齢者や障害のある人、低額所得者など、住宅確保に困難を抱える人が、安心して生活できるよう、市営住宅の環境整備を図るほか、民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう支援の充実を図ります。

施策 4－5 上下水道事業の充実

施策を取り巻く状況

- ① 安全で良質な水を供給するため、水道法に基づく水質基準項目及び、水源や浄水場内等での水質検査を実施しています。
- ② 公共下水道、農業集落排水処理施設*及び合併処理浄化槽により、本市の生活排水処理が行われています。
- ③ 令和 7（2025）年 1 月に八潮市で発生した大規模道路陥没事故を契機として、水道事業及び公共下水道事業における施設の老朽化等への対策の重要性が、改めて認識されています。

頻発化する集中豪雨等により、市内各所で内水被害が発生しています。また、污水管きよの老朽化等により不明水*が増加し、大雨時にはマンホールから水があふれ、トイレが使用不能になる等の被害も発生しています。

農業集落排水事業は、処理施設の老朽化に伴い、ポンプ類等の更新を進める必要があります。
- ④ 水道事業の料金回収率*や、公共下水道事業及び農業集落排水事業の経費回収率*は、100%を下回る状況が続いています。

* 農業集落排水処理施設：農業集落における水質保全及び生活環境の改善のために、生活排水を処理する施設。

* 不明水：污水管に何らかの原因で浸入している雨水や地下水等。

* 料金回収率：給水に要した経費に対する料金収入の割合のこと。すべて料金収入で賄えている場合は 100%以上となる。

* 経費回収率：汚水処理に要した経費に対する使用料収入の割合のこと。すべて使用料収入で賄えている場合は 100%以上となる。

施策の目的及び成果指標

【施策の目的（目指す姿）】

将来にわたって持続可能な上下水道事業のサービスを、提供できるまちにします。

【成果指標】

指標名	単位	基準値 (R6)	目標値	
			R12	R17
公共下水道事業の有収率*	%	71.0	80.0	80.0
重要施設配水管耐震化率*	%	25.0	34.0	44.0

施策の方向性

1 安全安心な水環境の提供

- 1 安全で良質な水道水を供給するため、引き続き適正な水質管理を図ります。
- 2 市民が生活するうえで快適な環境を維持するため、生活排水処理を確実にを行い、公衆衛生の確保を図ります。また、下水道への負荷を軽減するために、宅地内雨水の有効利用等による流出抑制を促進します。

2 計画的な事業の推進

- 1 水道事業では、地図情報とA I等を活用した調査により漏水箇所の早期発見に努めることで、効率的な老朽管更新を推進します。
公共下水道事業では、老朽化等に起因する重大事故を防止するため、ドローン等を活用した点検・調査に基づく修繕・改築を推進します。また、事業計画区域内の污水管きよの整備を実施するとともに、不明水対策を推進します。
内水被害の軽減を図るため、地域の状況に応じた雨水対策を推進します。
- 2 災害時の重要施設に接続する管路等については、上下水道一体で耐震化を推進します。

3 安定経営の推進

- 1 経営基盤の強化を図るため、官民連携や広域連携等の取組を推進します。また、将来にわたって安定的に事業を継続するため、適正な料金等の水準について協議します。

* 公共下水道事業の有収率：処理した汚水量のうち、需要者から使用料として徴収される汚水量の割合のこと。100%に近いほど良いとされる。

* 重要施設配水管耐震化率：重要施設配水管（病院や避難所等の重要施設への配水管）のうち、耐震管の割合のこと。高いほど良いとされる。